

○愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則

平成 2 7 年 3 月 2 5 日

規則第 1 1 号

(定員)

第 1 条 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 7 年愛西市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 3 条のクラブの定員は、次の表に定める人数とする。

名称	定員
佐屋第 1 児童クラブ	4 0 人
佐屋第 2 児童クラブ	4 0 人
佐屋西児童クラブ	8 0 人
市江児童クラブ	4 0 人
永和児童クラブ	8 0 人
立田北部児童クラブ	4 0 人
立田南部児童クラブ	8 0 人
開治児童クラブ	3 0 人
八輪児童クラブ	4 0 人
北河田児童クラブ	8 0 人
勝幡児童クラブ	3 6 人
草平児童クラブ	8 0 人
西川端児童クラブ	8 0 人

2 前項の表に規定する定員については、愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年愛西市条例第 1 9 号）第 9 条に規定する設備の基準の範囲内において、その数を超えて登録することができるものとする。

(クラブへの登録申請)

第2条 条例第7条第1項の登録申請は、児童クラブ登録申請書（様式第1号）及び市長が特に必要と認めた書類を提出しなければならない。

2 市長は、条例第7条第2項の規定による審査の結果、当該児童のクラブへの登録を適当と決定したときは、児童クラブ登録承諾通知書（様式第2号）により、当該児童の登録を適当でないと決定したときは児童クラブ登録不承諾通知書（様式第3号）により、それぞれ当該児童の保護者に通知するものとする。

3 クラブへの登録期間は、登録の月からその年度の末までとする。

4 市長は、条例第7条に規定する登録児童の状況を常に明らかにしておくものとする。

（登録児童の保護者等の講ずべき措置）

第3条 登録児童の保護者は、当該登録児童に付き添ってクラブへ送迎しなければならない。ただし、小学校の授業の終了後におけるクラブへの通所にあつては、通常の下校と同じ扱いとし、当該小学校から通所できるものとする。

2 登録児童の保護者は、当該登録児童について、やむを得ない理由により連続して7日（当該連続する日の間に条例第4条の規定による事業を実施しない日が含まれる場合にあっては、当該日を除く。）以上クラブへ通所できないときは、市長にその旨を届け出なければならない。

3 登録児童の保護者は、当該登録児童について、クラブへの登録の必要がなくなったときは、児童クラブ登録辞退届（様式第4号）を、市長に届け出なければならない。

（利用料の免除）

第4条 条例第10条の規定により利用料を免除することができる場合とは、登録児童の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合であるものとする。

- (1) 震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が全焼し、全壊し、又は流失した場合
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
 - (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の全部又は一部を受給している場合
 - (4) その他市長が特に必要であると認めた場合
- 2 前項の規定による利用料の免除を受けようとする者は、児童クラブ利用料免除申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合に限り、これを省略することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その該当の有無を確認し、児童クラブ利用料免除決定通知書（様式第6号）又は児童クラブ利用料免除却下通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により、利用料の免除を決定された者が、第1項各号のいずれかに該当しなくなった場合は、児童クラブ利用料免除資格喪失届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により利用料免除の資格喪失を決定したときは、児童クラブ利用料免除取消通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

（クラブへの登録の取消し）

第5条 市長は、登録児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録児童に係るクラブへの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録児童の保護者が、第3条第2項の規定による届け出をすることなく、当該登録児童について、7日以上連続してクラブの提供を受けさせなかったとき。

(2) 連続で3箇月以上クラブの利用がなかったとき。

(3) 登録児童の保護者から、第3条第3項の規定による届け出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録児童に係るクラブへの登録を取り消したときは、当該登録児童の保護者に対し、児童クラブ登録取消通知書（様式第10号）により、通知するものとする。

（届出の義務）

第6条 登録児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブ申請事項変更届（様式第11号）及び必要な書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 登録児童が死亡したとき。

(2) 疾病その他登録児童に事故が生じたとき。

(3) 登録児童又は保護者の住所に異動があったとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

（小学校との連携）

第7条 市長は、事業の実施に当たっては、小学校の校長との連携を図り、その協力のもとに、円滑な事業の遂行に努めるものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、愛西市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成24年愛西市告示第49号）の規定によりなされた処分、手続

その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 8 年 3 月 3 1 日規則第 1 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の愛西市情報公開条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の愛西市個人情報保護条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の愛西市国民健康保険税条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第 5 条の規定による改正前の愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則、第 6 条の規定による改正前の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の愛西市助産及び母子保護の実施に関する規則、第 8 条の規定による改正前の愛西市児童手当等事務処理規則、第 9 条の規定による改正前の愛西市子ども手当事務処理規則、第 1 0 条の規定による改正前の愛西市遺児手当支給条例施行規則、第 1 1 条の規定による改正前の愛西市児童福祉法施行細則、第 1 2 条の規定による改正前の愛西市老人福祉法施行細則、第 1 3 条の規定による改正前の愛西市老人医療事務取扱細則、第 1 4 条の規定による改正前の愛西市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第 1 5 条の規定による改正前の愛西市身体障害者福祉法施行細則、第 1 6 条の規定による改正前の愛西市知的障害者福祉法施行細則、第 1 7 条の規定による改正前の愛西市障害児福祉手当及び

特別障害者手当等事務取扱規則、第 18 条の規定による改正前の愛西市精神障害者医療費支給条例施行規則、第 19 条の規定による改正前の愛西市在宅障害者扶助料支給条例施行規則、第 20 条の規定による改正前の愛西市国民健康保険条例施行規則、第 21 条の規定による改正前の愛西市国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する規則、第 22 条の規定による改正前の愛西市介護保険条例施行規則、第 23 条の規定による改正前の愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則、第 24 条の規定による改正前の愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例施行規則、第 25 条の規定による改正前の愛西市農業集落排水事業等宅内配管整備資金融資あっせん規則、第 26 条の規定による改正前の愛西市企業立地促進条例施行規則、第 27 条の規定による改正前の愛西市駅前広場等管理条例施行規則、第 28 条の規定による改正前の愛西市下水道条例施行規則、第 29 条の規定による改正前の愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例施行規則、第 30 条の規定による改正前の愛西市下水道事業区域外流入分担金条例施行規則、第 31 条の規定による改正前の愛西市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則及び第 32 条の規定による改正前の愛西市火薬類取締法施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 2 4 日規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

児 童 ク ラ ブ 登 録 申 請 書

年 月 日

（宛先）愛西市長

郵便番号 496－

保護者 住 所 愛西市
（ふりがな）
氏 名

電話番号 （ ） －

次のとおり児童クラブへの登録を申請します。

ふりがな 児 童 名	ふりがな	生年月日	年 月 日
		学 年	年生
児童クラブ名	児童クラブ	就労証明書	保育と兼用（あり・なし）
登録希望期間 （ 年度）	※通常利用の方 年 月 日 ～ 年 月 日 （利用する曜日に○を付けてください。） 月 火 水 木 金 土		
	※長期休みのみの利用の方 春 休 み（4月）・夏 休 み・冬 休 み・春 休 み（3月） （利用する曜日に○を付けてください。） 月 火 水 木 金 土		
利 用 時 間	平 日 （ 下校時 ～ 時 分） 学校休業日 （ 時 分 ～ 時 分） ※利用時間は、就業時間に通勤に要する時間を加えた時間を基本とします。		
利用希望の理由	就 労 ・ 介 護 等	利用料納付方法	口座振替（継続・新規） ・ 現金納付
児童の状態 配慮の必要性	※既往症、持病又は心身に障害があるなど特別な配慮が必要な場合に記入ください。 無 ・ 有 （具体的に ）		

※児童扶養手当受給世帯・生活保護被保護世帯の方は利用料免除制度があります（別途申請が必要です。）。

○ 世帯状況（児童クラブ利用児童本人を除いた世帯員をご記入ください。）

区分	氏 名	続柄	生 年 月 日	年齢	勤 務 先 名 等	通 勤 時 間 等
世 帯 員			・ ・			時間 分
			・ ・			時間 分
			・ ・			時間 分
			・ ・			時間 分
			・ ・			時間 分
			・ ・			時間 分

○ 緊急連絡先（緊急の場合に早く対応して頂ける順に記入してください。）

1	氏名		続柄		電話	（ ） －
2	氏名		続柄		電話	（ ） －
3	氏名		続柄		電話	（ ） －

第 年 月 日 号

様

愛西市長

児童クラブ登録承諾通知書

申請のありました児童クラブへの登録については、次のとおり承諾しましたから通知いたします。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
児 童 ク ラ ブ 名			
利 用 月			
備 考			

※ 通常利用料については、月額6,000円(8月のみ9,000円)、学年始休業日等のみ利用(春休み(4月))3,000円、夏季休業日等のみ利用(夏休み)12,000円、冬季休業日等のみ利用(冬休み)3,000円、学年末休業日等のみ利用(春休み(3月))3,000円となります。

※ 延長利用料については、月額2,000円、学年始休業日等のみ利用(春休み(4月))500円、夏季休業日等のみ利用(夏休み)2,500円、冬季休業日等のみ利用(冬休み)500円、学年末休業日等のみ利用(春休み(3月))500円となります。

※ ご利用していただくにあたって、利用料の日割り計算はしておりません。

1日以上ご利用されますと、平常月の利用は月ごと、休み期間の利用は休みの期間ごとの料金が発生します。

※ 欠席については、連続で2か月までとさせていただきます。(3か月を超えますと、特別な事情を除き辞退していただきますのでご承知ください。)

第 号
年 月 日

様

愛西市長

児 童 ク ラ ブ 登 録 不 承 諾 通 知 書

申請のありました児童クラブへの登録については、次の理由により登録できませんので通知いたします。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児 童 ク ラ ブ 名			
不 承 諾 の 理 由			
備 考			

教示

本決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として当該訴えを提起することができます。

ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第 4 号 (第 3 条 関係)

児童クラブ登録辞退届

年 月 日

(宛先) 愛西市長

保護者	住所	愛西市
	氏名	
	電話 ()	—

次のとおり児童クラブの登録を辞退したいので届けます。

児童氏名		生年月日	・ ・
児童クラブ名	児童クラブ		
辞退理由			
辞退年月日	年 月 日		

様式第 5 号（第 4 条関係）

児童クラブ利用料免除申請書

年 月 日

（宛先）愛西市長

保護者 住所 愛西市
氏名
電話（ ） -

次のとおり児童クラブの利用料を免除されたく申請します。

児 童 氏 名		生 年 月 日	・ ・
児 童 ク ラ ブ 名	児 童 ク ラ ブ		
免 除 理 由			
入 所 年 月 日	年 月 日		

※生活保護又は児童扶養手当の決定のあった月から免除になります。

児童クラブの利用料免除申請をするにあたり、生活保護又は児童扶養手当の受給状況を市が確認することに同意します。

署名欄

第 号
年 月 日

様

愛西市長

児 童 ク ラ ブ 利 用 料 免 除 決 定 通 知 書

免除申請について、次のとおり免除の決定をしたので通知いたします。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児 童 ク ラ ブ 名			
免 除 開 始 月			
備 考			

※ 『児童クラブ利用料免除決定通知書』は、免除期間の属する年度のみ有効で、年度ごとの申請となります。

※ 免除の対象外となった場合、対象外となった月から児童クラブ利用料が発生します。

第 年 月 日 号

様

愛西市長

児 童 ク ラ ブ 利 用 料 免 除 却 下 通 知 書

免除申請について、次の理由により決定できませんので通知いたします。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児 童 ク ラ ブ 名			
却 下 理 由			
備 考			

教示

本決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として当該訴えを提起することができます。

ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第 8 号（第 4 条関係）

児 童 ク ラ ブ 利 用 料 免 除 資 格 喪 失 届

年 月 日

（宛先）愛西市長

保護者	住所	愛西市
	氏名	
	電話（ ）	－

次のとおり児童クラブ利用料免除の資格を喪失したので届けます。

児 童 氏 名		生 年 月 日	・ ・
児 童 ク ラ ブ 名	児 童 ク ラ ブ		
喪 失 理 由			
喪 失 年 月 日	年 月 日		

第 年 月 日 号

様

愛西市長

児 童 ク ラ ブ 利 用 料 免 除 取 消 通 知 書

次のとおり児童クラブ利用料免除決定を取消すことにいたしますから、通知いたします。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児 童 ク ラ ブ 名			
取 消 月 日			
取 消 理 由			
備 考			

教示

本決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として当該訴えを提起することができます。

ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第 号
年 月 日

様

愛西市長

児童クラブ登録取消通知書

次のとおり児童クラブの登録を取消すことにいたしますから、通知いたします。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
児 童 ク ラ ブ 名			
取 消 月 日			
取 消 理 由			
備 考			

教示

本決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として当該訴えを提起することができます。

ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

児童クラブ申請事項変更届

年 月 日

(宛先) 愛西市長

保護者	住所	愛西市
	氏名	
	電話 ()	—

次のとおり申請事項に変更があったので届けます。

児童氏名		生年月日	・ ・
児童クラブ名	児童クラブ		
変更事由	住所・氏名・登録希望期間・その他 ()		
変更・異動年月日	年 月 日		
変更内容	変更前		
	変更後		

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 2 条関係）

様式第 4 号（第 3 条関係）

様式第 5 号（第 4 条関係）

様式第 6 号（第 4 条関係）

様式第 7 号（第 4 条関係）

様式第 8 号（第 4 条関係）

様式第 9 号（第 4 条関係）

様式第 1 0 号（第 5 条関係）

様式第 1 1 号（第 6 条関係）